

【進級に関する指標】※学則、細則より抜粋

<看護学科>

- ① 当該当年度にカリキュラムに沿って受講すること。(2年次以降は以前に修得できなかった科目の受講できる。)
- ② 基礎看護学実習Ⅱは、看護学概論Ⅱを除く基礎看護学の講義・実技試験・実習のすべてに合格していなければ履修することができない。
- ③ 各論実習Ⅰブロック(成人看護学実習Ⅰ)は、成人看護学の終講試験を受験していなければ履修することができない。
- ④ 各論実習(Ⅰブロックは除く)は、医療安全Ⅱ・看護技術実践を除く全ての講義と基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱに合格していなければ履修することができない。
- ⑤ 時間不足・不合格評価で単位が修得できなかった場合、次年度以降に受験資格を得た上で試験を受け(または実習し)、合格しなければならない。